

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響やアメリカの政策動向による影響などが景気を下押しするリスクとなっているものの、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復している状況にあります。関西経済についても設備投資が増加したほか、個人消費も緩やかに増加するなど、景気は回復基調にあります。

このような経営環境の中、当社グループは「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、「阪神高速グループビジョン2030」を実現するための具体的な計画である「中期経営計画（2023～2025）」の確実な達成に向けて、「お客さま満足アッププラン2024」の策定・実施や、リニューアルプロジェクトの着実な推進やネットワーク整備の推進、渋滞対策の推進など、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業を着実に展開するとともに、データとデジタル技術の利活用による生産性の向上や業務の高度化、脱炭素社会に向けた取組みやダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンなど、様々な施策を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は260,586百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益は2,113百万円（同48.1%減）、経常利益は2,816百万円（同33.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,454百万円（同3.4%減）となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

<高速道路事業>

高速道路事業につきましては、ネットワーク整備を推進するとともに、営業延長 258.1 kmにわたる阪神高速道路の適正かつ効率的な管理に努めてまいりました。

高速道路の建設に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（2期）（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）の整備推進に努めました。また、2024年4月に有料道路事業として事業化された名神湾岸連絡線につきまして当社も事業に参画いたしました。

【建設中路線（2025年3月31日現在）】

路 線 名	区 間
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区高見一丁目 (至) 同市北区豊崎六丁目 (4.4km)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	(自) 大阪市鶴見区緑地公園 (至) 同市北区豊崎六丁目 (7.6km)
一般国道2号 (大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄))	(自) 神戸市東灘区向洋町東一丁目 (至) 同市長田区西尻池町五丁目 (14.5km)
一般国道43号 (名神湾岸連絡線)	(自) 西宮市今津社前町 (至) 同市西宮浜二丁目 (2.4km)

高速道路の管理に関しましては、お客さまに最高の安全と安心を提供するため、構造物の長寿命化に向けた大規模更新・修繕事業を進めており、14号松原線喜連瓜破付近での橋梁架替え工事では、当初2025年3月としていた通行再開時期を2024年12月に前倒して通行を再開いたしました。

また、2024年6月には、近畿圏の新たな高速道路料金として、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定し、高速道路をさらに効率的にご利用いただくための割引を導入・拡充いたしました。加えて、「お客さま満足アッププラン」では、お客さま満足度調査で頂戴したご要望を基に取組みを進め、特にご要望の多いパーキングエリアの改善については、より多くの方にご利用いただけるように泉大津パーキングエリアの大型車駐車マス数を拡充したほか、新たに中島パーキングエリア（泉佐野方面行）をオープンするなど、お客さまのニーズに対応してまいりました。

高速道路通行台数は、一日当たり約72.6万台（前年同期比1.7%増）と増加傾向となりました。この通行台数増加及び近畿圏の新たな高速道路料金の導入による影響等により、料金収入は185,370百万円（同4.0%増）となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は241,994百万円（前年同期比4.6%増）となりました。また、当連結会計年度における大阪湾岸道路西伸部等の建設投資は13,537百万円、大阪府道高速大阪池田線等の改築等投資は62,009百万円となりました。

＜受託事業＞

受託事業につきましては、大阪市道高速道路淀川左岸線の工事受託等により、営業収益は12,197百万円（前年同期比21.1%減）となりました。

＜その他（関連）事業＞

その他（関連）事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、事業者支援コンサルティング事業等を展開しました。

この結果、その他（関連）事業の営業収益は6,827百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8,029百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・ 高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の増設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・ 高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の拡充等
- ③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・ 高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の撤去

(3) 資金調達の状況

- ① 2024年10月22日に独立行政法人日本高速道路保有債務・返済機構（以下「機構」といいます。）から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」といいます。）第12条第1項第4号に基づき、0.42億円の無利子資金の借入れを実施いたしました。
- ② 2024年10月17日、第31回社債（一般担保付、機構併存的債務引受条項付）250億円を発行いたしました。

- ③ 2025年2月13日、第32回社債（一般担保付、機構併存的債務引受条項付）250億円を発行いたしました。
- ④ 2024年7月11日、株式会社三井住友銀行外2金融機関から総額150億円の借入れを実施いたしました。
- ⑤ 2024年8月9日、株式会社秋田銀行外12金融機関から総額150億円の借入れを実施いたしました。
- ⑥ 2024年9月12日、株式会社三井住友銀行外9金融機関から総額50億円の借入れを実施いたしました。
- ⑦ 2025年3月14日、株式会社秋田銀行外11金融機関から総額140億円の借入れを実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは社会を構成する一員として「サステナビリティ」を共通の価値観と認識し、「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、自らも持続的に進化・成長することを目指します。具体的には、「阪神高速グループビジョン2030」の「6つのありたい姿」の実現及び当社グループが大阪・関西万博に貢献し未来社会を描くためのアクションプランである「中期経営計画（2023～2025）」に基づき、後述する各種取組みを確実に進めてまいります。

また、サステナビリティ経営を推進するにあたっては、取り組むべき4つのマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）として、「地球環境の保全」、「サステナブルなまちづくり」、「事業活動を支える経営基盤の強化」、「業務の変革や新たな価値の創造」を特定しています。今後、これらの課題解決に向け積極的かつ能動的に取り組むとともに、情報開示を進めてまいります。

<最高の安全と安心を提供する阪神高速>

老朽化が進行する高速道路のリニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）等を推進するとともに、交通事故削減や逆走・誤進入対策等の交通安全対策を実施してまいります。また、道路橋（支承等）の耐震対策、交通流監視カメラの増設等を推進し、災害発生時にお客さまの安全や道路機能を確保するなど、地震・台風等への対応力強化に取り組んでまいります。

<もっと便利で快適なドライブライフを実現する阪神高速>

淀川左岸線（2期）（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）及び名神湾岸連絡線のネットワーク整備を着実に推進してまいります。また、渋滞対策やETC専用化の推進、阪神高速や沿線地域に関する情報提供等の道路サービスに取り組んでまいります。

<世界水準の卓越した都市高速道路技術で発展する阪神高速>

ネットワーク整備・リニューアルプロジェクトにおける新たな技術の活用やICTを活用したシームレスなインフラマネジメントを推進してまいります。また、都市型MaaSの実現に向けた技術開発などに取り組んでまいります。

<お客さまや社会に満足をお届けする多彩なビジネスを展開する阪神高速>

阪神高速グループの技術・ノウハウ等の強みを活かし、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託や海外事業を含む土木・補償コンサルティング事業、高架下空間等を有効活用した駐車場事業、ETC多目的利用等、多彩な関連事業を展開してまいります。

＜関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速＞

持続可能な社会の実現に向けて、ネットワークの拡充・強化や渋滞対策による地域の自動車交通の円滑化、道路照明のLED化や再生可能エネルギーの活用促進による事業活動の脱炭素化、生物多様性保全活動を通じた地域や関係事業者との協働など環境負荷の低減に取り組んでまいります。

＜経営基盤を確立し、グループ社員がやりがいを実感できる阪神高速＞

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営効率化に努めてまいります。また、データとデジタル技術の利活用等による生産性の向上をより一層推進するとともに、社員が働きがいを感じ、一人ひとりの多様な能力を最大限に発揮していきいきと活躍できる職場環境を構築します。

＜大阪・関西万博に貢献し、未来社会を描く阪神高速＞

大阪・関西万博の成功と関西経済のさらなる発展に貢献するため、万博開催時の交通円滑化、インバウンドを含む様々なお客さまへのサービス、景観照明による演出等の地域のにぎわいの創出、さらには万博を契機として新たな価値の創造につながるプロジェクトに取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団

区 分	第17期 (2021年度)	第18期 (2022年度)	第19期 (2023年度)	第20期 (当連結会計年度)
営業収益（百万円）	217,908	250,190	252,812	260,586
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	2,612	1,772	2,541	2,454
1株当たり当期純利益（円）	130.65	88.64	127.06	122.73
総資産（百万円）	207,177	252,306	250,167	298,315
純資産（百万円）	57,285	59,075	62,584	67,391
1株当たり純資産額（円）	2,864.29	2,953.77	3,129.24	3,369.56

② 当社

区 分	第17期 (2021年度)	第18期 (2022年度)	第19期 (2023年度)	第20期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	213,332	245,006	247,076	254,610
当期純利益 (百万円)	1,513	757	1,195	1,055
1株当たり当期純利益 (円)	75.69	37.86	59.79	52.78
総資産 (百万円)	189,523	233,243	230,110	279,186
純資産 (百万円)	40,897	41,654	42,850	43,906
1株当たり純資産額 (円)	2,044.86	2,082.72	2,142.52	2,195.30

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40百万円	100%	駐車場事業・休憩所管理事業
阪神高速技術株式会社	80百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社	10百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社	50百万円	100%	料金収受業務
阪神高速トール神戸株式会社	50百万円	100%	料金収受業務
阪神高速技研株式会社	30百万円	100%	調査・設計・積算業務
内外構造株式会社	21百万円	100% (100%)	構造物に係る保全点検業務
阪高プロジェクトサポート株式会社	20百万円	100% (100%)	事業者支援コンサルティング事業
株式会社阪神 e テック	10百万円	100% (100%)	電気通信設備に係る設計業務
株式会社情報技術	20百万円	100% (100%)	システムに係る運用管理等業務
株式会社テクノ阪神	20百万円	100% (100%)	機械設備に係る保全点検・維持修繕業務
株式会社ハイウェイ管制	40百万円	100% (100%)	電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務
阪神施設調査株式会社	20百万円	100% (100%)	建物に係る保全点検・維持修繕業務

(注) 議決権比率の () 内は、間接所有割合で、内数であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他（関連）事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 高速道路事業

ア．高速道路の新設及び改築

イ．機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

② 受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③ その他（関連）事業

休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等

(8) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本社	大阪市北区中之島三丁目2番4号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
建設事業本部	
建設企画部	大阪市北区中之島三丁目2番4号
用地センター	大阪市北区中之島三丁目2番4号
大阪建設部	大阪市福島区福島七丁目15番26号
神戸建設部	神戸市中央区栄町通一丁目2番10号
管理本部	
管理企画部	大阪市港区石田三丁目1番25号
大阪管理部	大阪市港区石田三丁目1番25号
大阪保全部	大阪市港区石田三丁目1番25号
神戸管理・保全部	神戸市中央区新港町16番1号

② 子会社

阪神高速サービス株式会社	大阪市西区靱本町一丁目11番7号
阪神高速技術株式会社	大阪市西区西本町一丁目4番1号
阪神高速パトロール株式会社	大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
阪神高速トール大阪株式会社	大阪市西区土佐堀一丁目3番7号
阪神高速トール神戸株式会社	神戸市中央区雲井通四丁目2番2号
阪神高速技研株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号
内外構造株式会社	大阪市中央区本町二丁目5番7号
阪高プロジェクトサポート株式会社	大阪市北区梅田一丁目11番4-1800
株式会社阪神eテック	大阪市西区江戸堀一丁目26番20号
株式会社情報技術	大阪市中央区博労町四丁目2番15号
株式会社テクノ阪神	大阪市西区靱本町一丁目12番4号
株式会社ハイウェイ管制	大阪市西区西本町一丁目3番10号
阪神施設調査株式会社	大阪市西区阿波座一丁目6番13号

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団

区 分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	2,353名	4名減
受託事業	[1,342名]	[24名増]
その他（関連）事業	85名 [194名]	増減なし [1名減]
全社（共通）	213名 [64名]	6名増 [1名増]
合計	2,651名 [1,600名]	2名増 [24名増]

（注）従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
742名	3名増	42.5歳	15.4年

（注） 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）です。

2．平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入残高
株式会社三井住友銀行	7,042百万円
株式会社みずほ銀行	7,036百万円
株式会社りそな銀行	5,842百万円
株式会社秋田銀行	5,400百万円
株式会社常陽銀行	4,220百万円

（注）機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

20,000,000株

(3) 株主数

7名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
財務大臣	9,999,996株	50.0%
大阪府	2,876,722株	14.4%
大阪市	2,876,722株	14.4%
兵庫県	1,827,287株	9.1%
神戸市	1,827,287株	9.1%
京都府	295,993株	1.5%
京都市	295,993株	1.5%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	中 野 健二郎	・丸一鋼管株式会社社外取締役 ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	吉 田 光 市	
代表取締役	上 松 英 司	・兼専務執行役員（デジタル戦略統括部及び監査室並びに経営企画部の一部業務担当）
取締役	南 野 智 一	・兼常務執行役員（総務人事部及び経理部担当）
取締役	植 田 雅 俊	・兼執行役員（計画部及び東京事務所担当）
取締役	下 田 健 司	・兼執行役員（建設事業本部担当）
常勤監査役	池 田 宏	
監査役	近 藤 三津枝	・公益財団法人松下社会科学振興財団評議員 ・学校法人甲南女子学園理事
監査役	田 代 千 治	・日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査役

（注） 1. 取締役会長中野健二郎氏は、社外取締役であり、常勤監査役池田宏氏及び監査役近藤三津枝氏は、社外監査役であります。

2. 取締役植田雅俊氏、取締役下田健司氏、常勤監査役池田宏氏及び監査役田代千治氏は、2024年6月26日開催の第19回定時株主総会において新たに選任され、同日付けで就任しております。

なお、上記のとおり代表取締役及び取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏 名	担 当
常務執行役員	宮 口 智 樹	保全交通部及び事業開発部担当
常務執行役員	高 木 秀 之	C S 推進・広報部及び営業部並びに管理本部の一部業務担当
常務執行役員	登 日 幸 治	管理本部の一部業務担当
執行役員	谷 田 豊	経営企画部の一部業務及び技術部担当

- (注) 1. 金治英貞氏は、2024年6月26日付けをもって執行役員を退任いたしました。
2. 谷田豊氏は、2024年7月1日付けをもって執行役員に就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任年月日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
山 田 哲 也	2024年6月26日	任期満了	取締役兼常務執行役員
田 中 一 史	2024年6月26日	任期満了	取締役兼執行役員
三 田 豪 士	2024年6月26日	辞 任	常勤監査役（社外監査役）
大 西 俊 之	2024年6月26日	辞 任	監査役 ・日本高速道路インターナショナル株式会社社外 監査役

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (1 名)	104百万円 (7 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3 名)	28百万円 (20百万円)
合 計	13名	132百万円

- (注) 1. 2005年9月27日開催の創立総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。
なお、取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）ですが、上記の取締役及び監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役2名を含めております。
3. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額4百万円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に係る当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に係る当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (8回開催)	監査役会出席回数 (11回開催)
取締役会長 中野 健二郎	8回	—
常勤監査役 池田 宏	6回	8回
監査役 近藤 三津枝	8回	11回

(注) 常勤監査役池田宏氏の出席状況は、2024年6月26日の就任以降のものであります。

なお、就任後の取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は8回であります。

イ. 取締役会等における発言状況

- ・ 取締役会長中野健二郎氏は、企業経営者としての豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、当社の事業運営全般について適宜発言を行っております。
- ・ 常勤監査役池田宏氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという観点から、当社の事業運営全般について適宜発言を行っております。
- ・ 監査役近藤三津枝氏は、社外における豊富な実務経験や見識を活かし、適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である中野健二郎氏及び監査役全員それぞれとの間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とし、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償する保険契約を締結しています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	43,340 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,940 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会社法第399条第1項の規定により、会計監査人の報酬等に関して、経理部及び会計監査人からの報告、提出資料等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、当該報酬等の額について妥当であると判断し、同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の知見及び能力、監査及び品質管理の体制、監査の方法及び内容、独立性等を評価・検証し、職務の遂行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が継続して再任されている場合には、4事業年度毎に会計監査人を公募することにしており、企画競争の結果、現任の会計監査人を再任しないことがあります。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：2023年7月27日）

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社、グループ会社（当社が議決権の総数の過半数を所有する会社及びこれに類するものとして社長が指定する会社をいう。以下同じ。）及びグループ会社の子会社（社長がグループ会社として指定する会社を除く。以下同じ。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取

扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うなど、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急事態発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下で連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況进行评估する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて、グループ会社及びグループ会社を通じて当該グループ会社の子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合及びグループ会社の子会社の経営上重要な行為を承認しようとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社の子会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社の子会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の子会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的に開催するなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社ごとに社内規則に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うとともに、グループ会社の子会社のリスク管理状況を把握するなど、リスクマネジメントを実施する。

当社は、社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。

また、グループ会社又はグループ会社の子会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備するほか、当社又はグループ会社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社及びグループ会社の子会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

また、グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社においてコンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体として対応する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を理由とした不利益な取扱いをしない。

また、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において、相談・通報窓口相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役の職務執行の実効性を確保する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会決定、社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的に開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するため、当事業年度は取締役会を8回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施した。

監査役は、取締役の職務執行の適法性を確保するため、取締役会、経営責任者会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べている。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報及び文書等については、社内規則を定めて、適切に記録し、保存している。株主総会及び取締役会の議事録については、会社法及び社内規則に基づき、開催後速やかに作成し、総務人事部において保存している。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、各種リスク対策についてリスクマネジメント委員会を開催して調査及び審議を行い、会社等に重大な損失等を与えるリスクの管理を推進するなど、全社的な体制を運用している。

また、リスクに係る重大な事象が発生した場合に備え、緊急対策本部をはじめとする緊急対応体制を整備し、運用している。

当事業年度においては、災害対策として事業継続計画（BCP）の整備・見直し、社員研修、各種防災訓練等を実施した。

取締役会は、リスク管理の徹底を図るため、各担当部門のリスクマネジメントを監督し、リスクマネジメント委員会からリスクマネジメントの取組状況について報告を受けている。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員（取締役である者を含む。）は、社内規則に基づき、業務を効率的に分担管理している。

中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度経営計画の策定を行うとともに、経営計画達成状況報告会を実施し、経営計画の達成状況の把握・評価及び残された課題の明確化を図っている。

当事業年度は、取締役会を8回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期毎に職務執行状況報告を実施したほか、重要案件会議を8回開催し、重要課題に的確に対応した。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員の企業理念への理解を深めるため、社員研修を実施している。

社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を年間2回及びコンプライアンス社内推進委員会を年間4回開催するほか、コンプライアンスに係る社員研修等を実施するとともに、社内及び社外の相談・通報窓口を整備し、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において周知している。

不当要求等対応連絡会を定期的に開催し、不当要求情報の共有を図るとともに、対応マニュアルをはじめとする当社の取組みを周知している。また、暴力団等排除に関する誓約書の提出を受注者及び下請負人等に義務づけている。

社内規則に基づき、各部署に対して、定期的に内部監査を実施している。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規則において、グループ会社の管理に関する方針及び基準等を定め、グループ会社に対する指導、調整及び協力等の業務を適正かつ円滑に遂行することとしている。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、併せて役員の派遣等を実施するなど、指導、調整等の管理を行っている。

監査役は、グループ会社及びグループ会社を通じて当該グループ会社の子会社に対して、事業の報告を求めるとともに、業務状況等を調査している。また、監査室は、グループ会社に対する内部監査の結果を社長に報告し、社長はグループ会社及び監査役に当該結果を通知している。

監査役及び監査室等は、グループ会社の監査役と定期的に情報共有及び意見交換を実施している。

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は、社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行う場合及びグループ会社の子会社の経営上重要な行為を承認しようとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うとともに、特に当社の経営に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、当社の重要案件会議に諮ることとしている。また、グループ会社の設立等は、取締役会の決議を経て行うこととしている。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社の子会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社の子会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うとともに、特に当該グループ会社の経営に大きな影響を及ぼす可能性のある行為については、同社の執行役員会議等に諮ることとしている。

また、当社において、グループ会社経営計画報告会を年間2回開催し、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有するほか、部門毎にグループ会社との連絡会議を開催して情報共有を図り、当社からグループ会社に対して必要な助言を行っている。さ

らに、当社の経営責任者会議へのWEBを通じての参加を求めるなど、グループ全体で幅広く情報の共有を図っている。

グループ会社においても、グループ会社の子会社との経営計画報告会や連絡会議等を通じて課題及び情報の共有を図っている。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社の社内規則に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うとともに、グループ会社の子会社のリスク管理状況を把握するなど、リスクマネジメントを実施している。

当社は、社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会において、各グループ会社のリスクマネジメントの実施状況について、グループ会社からの報告により把握し、必要に応じて指導又は助言等を行うこととしている。

また、グループ会社又はグループ会社の子会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備するほか、当社は、事案の状況に応じて必要な指示等を行うこととしている。

(3) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス社内推進委員会の委員としてグループ会社の社長の出席を求めるとともに、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で共通の社外相談・通報窓口を設置するなど、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っている。

また、グループ会社又はグループ会社の子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事案が発生したときは、グループ会社は、その社内規則に基づき、直ちに当社に報告し、当社は、社内規則に基づき、必要な指示等を行うこととしている。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させている。

また、監査役室の使用人の人事異動については、事前に取り締役から監査役に協議している。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役は、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営責任者会議その他の重要な会議に出席している。

また、重大な事案が発生した場合における監査役への報告、重要な文書の監査役への回付等を実施している。

さらに、監査室から監査役に内部監査の実施状況を報告するなど、内部監査部門と監査役との連携を図っている。

加えて、相談・通報により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、直ちに監査役に報告している。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社又はグループ会社の子会社で重大な事案が発生したときは、当社の担当部門を通じて速やかに監査役に報告している。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

さらに、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で共通の社外相談・通報窓口を設置するとともに、相談等により法令違反その他のコンプライアンスに関する事案を認知したときは、当社の担当部門を通じて直ちに監査役に報告している。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者に対しては、そのことを理由として不利益な取扱いを行っていない。

また、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において、相談等を行った者に対しては、そのことを理由として不利益な取扱いをしない旨を定めている。

10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行上必要と認める費用については、社内規則に基づき、速やかに処理を行っている。

11. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の最重要課題等について代表取締役と意見交換を行っている。

また、業務上の課題等について執行役員（取締役である者を含む。）と意見交換を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2025年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位:百万円)

I 流動資産

現金及び預金	57,452
高速道路事業営業未収入金	39,378
未収入金	2,361
未収還付法人税等	0
未収消費税等	2
契約資産	1,419
有価証券	15,000
仕掛道路資産	124,616
原材料及び貯蔵品	430
受託業務前払金	2,598
その他	1,797
貸倒引当金	△12

流動資産合計 245,046

II 固定資産

1. 有形固定資産

建物及び構築物	34,214	
減価償却累計額	△17,429	16,784
機械装置及び運搬具	55,582	
減価償却累計額	△38,926	16,656
土地		6,478
リース資産	6,827	
減価償却累計額	△3,149	3,678
建設仮勘定		1,919
その他	4,442	
減価償却累計額	△3,037	1,404
有形固定資産合計		46,921

2. 無形固定資産

ソフトウェア	2,179
リース資産	2
その他	12
無形固定資産合計	2,195

3. 投資その他の資産

投資有価証券	134
繰延税金資産	2,402
その他	1,631
貸倒引当金	△15
投資その他の資産合計	4,152

固定資産合計 53,269

資産合計 298,315

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	27,054
未払金	5,483
リース債務	663
未払法人税等	1,038
未払消費税等	2,141
受託業務契約負債	483
契約負債	147
賞与引当金	2,302
その他	1,087
流動負債合計	<u>40,402</u>

II 固定負債

道路建設関係社債	102,000
道路建設関係長期借入金	69,312
リース債務	3,427
繰延税金負債	124
役員退職慰労引当金	165
退職給付に係る負債	14,226
その他	1,266
固定負債合計	<u>190,521</u>
負債合計	<u><u>230,924</u></u>

純資産の部

I 株主資本

資本金	10,000
資本剰余金	10,580
利益剰余金	45,170
株主資本合計	<u>65,751</u>

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	1,639
その他の包括利益累計額合計	<u>1,639</u>
純資産合計	<u>67,391</u>
負債・純資産合計	<u><u>298,315</u></u>

連結損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位: 百万円)

I. 営業収益		260,586
II. 営業費用		
道路資産賃借料	135,584	
高速道路等事業管理費及び売上原価	115,885	
販売費及び一般管理費	7,003	258,473
営業利益		2,113
III. 営業外収益		
受取利息	51	
土地物件貸付料	27	
原因者負担収入	43	
工事負担金等受入額	521	
その他	78	722
IV. 営業外費用		
寄付金	9	
控除対象外消費税	6	
その他	3	19
経常利益		2,816
V. 特別利益		
固定資産売却益	1	
関係会社清算益	14	16
VI. 特別損失		
固定資産除却費	27	
事務所移転費用	1	
減損損失	31	60
税金等調整前当期純利益		2,772
法人税、住民税及び事業税	1,266	
法人税等調整額	△948	317
当期純利益		2,454
親会社株主に帰属する当期純利益		2,454

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2024年4月1日残高	10,000	10,580	42,716	63,296	△ 712	△ 712	62,584
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			2,454	2,454			2,454
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					2,351	2,351	2,351
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,454	2,454	2,351	2,351	4,806
2025年3月31日残高	10,000	10,580	45,170	65,751	1,639	1,639	67,391

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	13社
連結子会社の名称	阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) 内外構造(株) 阪高プロジェクトサポート(株) ㈱阪神eテック ㈱情報技術 ㈱テクノ阪神 ㈱ハイウェイ管制 阪神施設調査(株)

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 0社
- (2) 持分法を適用していない関連会社(ASIAM Infra Company Limited)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 その他有価証券
(市場価格のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産
個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品
主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は主に定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する時点)は以下のとおりであります。

高速道路事業

高速道路事業においては、当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定に基づき、主に高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。

料金収入については、顧客が当社の管理する高速道路を利用した時点で収益を認識しております。

高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧による道路資産完成高については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に道路資産を引き渡した時点で収益を認識しております。

受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等からの委託に基づき、それらが実施する道路の新設、改築、維持及び修繕等を行っております。

これらのうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)に基づき、進捗度を測定しています。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20―3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65―2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

料金収入	185,370
道路資産完成高	55,848
その他	18,401
顧客との契約から生じる収益	259,620
その他の収益 (注)	966
外部顧客への売上高	260,586

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	25,933 百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	40,901

契約資産は、受託事業における工事契約について、期末日時点で完了しておりますが未請求の工事の進捗に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。

契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

受託業務契約負債及び契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。受託業務契約負債及び契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、124百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、30,268百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)2,402百万円

(繰延税金負債との相殺前の金額は3,155百万円です)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 投資有価証券のうち非連結子会社及び関連会社に対するもの

株式 32百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額 32百万円)

(2) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債102,000百万円(額面102,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債50,000百万円(額面)の担保に供しております。

(3) 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 87,000百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が17,000百万円減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。また、営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額134百万円)は、含めておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 道路建設関係社債	102,000	100,703	△ 1,296
(2) 道路建設関係長期借入金	69,312	69,312	-
負債計	171,312	170,015	△ 1,296

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場情報により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
道路建設関係社債	-	100,703	-	100,703
道路建設関係長期借入金	-	69,312	-	69,312
負債計	-	170,015	-	170,015

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

道路建設関係社債

道路建設関係社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。道路建設関係社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金

道路建設関係長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,369円56銭

1株当たり当期純利益 122円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 2,454百万円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る当期純利益 2,454百万円

普通株式の期中平均株式数 20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

2025年3月31日

阪神高速道路株式会社

資産の部

(単位: 百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		49,978	
高速道路事業営業未収入金		39,384	
未収入金		1,209	
未収還付法人税等		0	
契約資産		1,419	
有価証券		15,000	
仕掛道路資産		124,674	
貯蔵品		184	
受託業務前払金		2,598	
前払費用		95	
その他		1,193	
貸倒引当金		△12	
流動資産合計			235,727
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,187		
構築物	10,479		
機械及び装置	16,648		
車両運搬具	30		
工具、器具及び備品	139		
リース資産	47		
建設仮勘定	1,722	30,255	
無形固定資産			
ソフトウェア	988		
その他	1	989	31,245
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	887		
構築物	42		
機械及び装置	30		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	2		
土地	1,838	2,801	
無形固定資産			
ソフトウェア	0	0	2,801
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,899		
構築物	108		
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	207		
土地	1,116		
リース資産	233		
建設仮勘定	182	4,747	
無形固定資産			
ソフトウェア	869		
その他	0	870	5,617
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	1,839	1,839	1,839
E 投資その他の資産			
投資有価証券		102	
関係会社株式		415	
長期前払費用		421	
繰延税金資産		667	
その他		363	
貸倒引当金		△15	1,955
固定資産合計			43,459
資産合計			279,186

負債の部

(単位:百万円)

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	23,923		
未払金	3,779		
リース債務	58		
未払費用	430		
未払法人税等	300		
未払消費税等	1,684		
預り金	17,206		
受託業務契約負債	483		
契約負債	45		
賞与引当金	961		
その他	0		
	流動負債合計		48,874
II 固定負債			
道路建設関係社債	102,000		
道路建設関係長期借入金	69,312		
リース債務	212		
受入保証金	57		
退職給付引当金	13,806		
役員退職慰労引当金	17		
その他	999		
	固定負債合計		186,405
	負債合計		<u>235,280</u>
	純資産の部		
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金	10,000		
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金	107		
高速道路事業別途積立金	12,720		
安全対策・サービス高度化積立金	5,661		
繰越利益剰余金	5,416	23,906	
	利益剰余金合計		23,906
	株主資本合計		<u>43,906</u>
	純資産合計		<u>43,906</u>
	負債・純資産合計		<u>279,186</u>

損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益

1. 営業収益

料金収入	185,370	
道路資産完成高	55,848	
受託業務収入	0	
その他の売上高	36	241,256

2. 営業費用

道路資産賃借料	135,584	
道路資産完成原価	57,110	
管理費用	49,498	
受託業務費用	0	242,194

高速道路事業営業損失

938

II. 関連事業営業損益

1. 営業収益

休憩所等事業収入	54	
駐車場事業収入	575	
受託業務収入	12,197	
その他営業事業収入	526	13,353

2. 営業費用

休憩所等事業費	84	
駐車場事業費	256	
受託業務費用	12,273	
その他営業事業費	539	13,154

関連事業営業利益

199

全事業営業損失

738

III. 営業外収益

受取利息	21	
有価証券利息	28	
受取配当金	588	
土地物件貸付料	27	
原因者負担収入	43	
工事負担金等受入額	521	
雑収入	44	1,275

IV. 営業外費用

支払利息	26	
寄付金	9	
雑損失	0	36
経常利益		501

V. 特別利益

固定資産売却益	1	1
---------	---	---

VI. 特別損失

固定資産除却費	17	
減損損失	21	38
税引前当期純利益		464
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	△703	△591
当期純利益		1,055

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
2024年4月1日残高	10,000	10,000	113	11,517	5,772	5,447	22,850	42,850	42,850
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩			△ 4			4	-	-	-
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の減少			△ 1			1	-	-	-
別途積立金の積立				1,203		△ 1,203	-	-	-
別途積立金の取崩					△ 110	110	-	-	-
当期純利益						1,055	1,055	1,055	1,055
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 6	1,203	△ 110	△ 30	1,055	1,055	1,055
2025年3月31日残高	10,000	10,000	107	12,720	5,661	5,416	23,906	43,906	43,906

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

其他有価証券

(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

① 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定に基づき、主に高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。

料金収入については、顧客が当社の管理する高速道路を利用した時点で収益を認識しております。

高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧による道路資産完成高については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に道路資産を引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等からの委託に基づき、それらが実施する道路の新設、改築、維持及び修繕等を行っております。

これらのうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行業務が充足されると判断し、履行業務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）667百万円
（繰延税金負債との相殺前の金額は753百万円です）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債102,000百万円(額面102,000百万円)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債50,000百万円(額面)の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

55,458百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

87,000百万円

なお、上記引渡しにより道路建設関係社債が30,000百万円、道路建設関係長期借入金が17,000百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 94百万円

短期金銭債務 19,125百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

高速道路事業営業収益 0百万円

高速道路事業営業費用 47,087百万円

関連事業営業収益 645百万円

関連事業営業費用 319百万円

営業取引以外の取引 2,576百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	293 百万円
退職給付引当金	4,332 百万円
未払事業税	77 百万円
前受金	315 百万円
減損損失	346 百万円
税務上の繰越欠損金(注)1	1,025 百万円
その他	227 百万円
繰延税金資産小計	6,620 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△ 1,025 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 4,841 百万円
評価性引当額小計	△ 5,866 百万円
繰延税金資産合計	753 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△ 49 百万円
その他	△ 36 百万円
繰延税金負債合計	△ 85 百万円
繰延税金資産の純額	667 百万円

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	-	95	930	1,025
評価性引当額	-	-	-	-	△ 95	△ 930	△ 1,025
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は2071年3月31日であります。

1年以内	134,733百万円
1年超	6,812,026百万円
合計	6,946,760百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	阪神高速技術 株式会社	大阪市 西区	80	高速道路 の保守点 検・維持 修繕業務	(所有) 直接 100.0	高速道路の 保守点検・ 維持修繕業 務の委託 資金の貸借 役員の兼任	資金の預り (※)	—	預り金	10,868
							利息の支払 (※)	14	未払費用	2

(注)※ 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(以下「CMS」という。)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを記載しております。
なお、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)が 議決権の過 半数を自己 の計算にお いて所有し ている会社 等	独立行政法人日本 高速道路保有・債 務返済機構	横浜市 西区	5,651,791	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	道路資産の 賃借	道路資産賃借 料の支払 (※1)	135,584	高速道路 事業営業 未払金	12,428
									高速道路 事業営業 未収入金	—
						道路資産と 債務の引渡	完成道路資産 の引渡	55,848	高速道路 事業営業 未収入金	21,947
							道路建設関係 債務の引渡 (※2)	47,000	高速道路 事業営業 未収入金	22
						借入金の 連帯債務	債務保証 (※2)	87,000	—	—
						資金の借入	道路建設関係 借入金の借入 (※3)	42	道路建設 関係長期 借入金	312
									1年以内 返済予定 長期借入 金	—

(注)※ 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

※ 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。
また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

※ 3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,195円30銭
1株当たり当期純利益金額	52円78銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,055百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,055百万円
普通株式の期中平均株式数	20,000千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 俊介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 俊介
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針・計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程に準拠し、当期の監査方針・計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会、経営責任者会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、グループ会社からその子会社を含め、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 池田 宏 印

監査役 近藤 三津枝 印

監査役 田代 千治 印

(注) 常勤監査役 池田宏及び監査役 近藤三津枝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。